

新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画(要旨)

筑後市立病院では、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合においても、地域医療を守り、必要な診療を継続するための「診療継続計画」を策定しています。本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、福岡県との医療措置協定のもとで運用されるもので、感染拡大防止と医療提供体制の維持を両立させることを目的としています。

基本方針

- ・ 感染症発生前から、訓練や物資確保などの準備を行います
- ・ 発生時には、通常医療と感染症医療の両立を図り、地域医療機関と連携して対応します
- ・ 職員の安全と健康を守りながら、持続可能な医療提供体制を確保します

発生段階に応じた対応

感染症の流行状況に応じて「準備期」「初動期」「対応期」に分け、段階的に対策を実施します。対策本部を設置し、院長を中心とした意思決定体制のもと、最新の情報に基づいて柔軟に対応します。

診療体制の確保

- ・ 診療業務を重要度に応じて分類し、優先すべき医療を維持します
- ・ 発熱患者と一般患者の動線を分け、院内感染防止を徹底します
- ・ 重症患者の受け入れや救急医療は原則として継続します

入院・外来対応

- ・ 新型インフルエンザ等の患者に対しては、専用の診療体制を整え対応します
- ・ 病床の確保や診療内容の調整を行い、状況に応じて段階的に受け入れを拡大します
- ・ 定期通院患者については、受診回数の調整や長期処方などを行い、感染リスクを軽減します

職員・物資への対応

- ・ 職員向けの感染対策教育や訓練を定期的に実施します
- ・ 個人防護具や医薬品などの必要物資を計画的に備蓄します
- ・ 職員の健康管理と過重労働防止に配慮します

地域との連携・情報発信

- ・ 保健所や地域医療機関と連携し、役割分担を明確にします
- ・ 患者さんや地域住民の皆さんへ、ホームページや院内掲示等を通じて適切な情報提供を行います